

重要 ごみの出し方の変更に関するお知らせです。必ずご覧ください。

2022(令和4)年

4月1日

ごみ有料化スタート



2022年2月発行

茅ヶ崎市 環境部
資源循環課
TEL 82-1111(代表)



Webページは
コチラ

「ごみ有料化」 ガイドブック

「ごみ有料化」の制度に関するお問い合わせ

コールセンター



0120-53-8484

期間: 令和4年2月1日(火)~4月29日(金)(土日を除く)

時間: 8時30分~17時15分



ネコ太

みなみちゃんの家で
飼われているネコ



みなみちゃん

市内に住む好奇心
旺盛な小学4年生



おじいちゃん

自治会で環境指導員
として活躍する70歳



減太郎

循環型社会について
勉強中のサラリーマン

自治会は、ごみ集積場所の維持管理を行っています
自治会に加入しましょう

2・3ページは
共通

家庭用ページは
4~10ページ

事業者用ページは
12→11ページの順

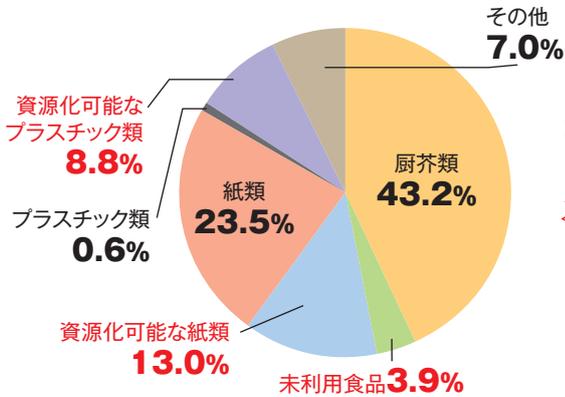
なぜ「ごみ有料化」が必要なのでしょう？

ごみ処理の現状

◎これまで、市民や事業者の皆さまの協力をいただきながら、ごみの減量を推進してきましたが、ごみの減量はなかなか進まず、また、分別が十分に徹底されていない実態が明らかになっています。

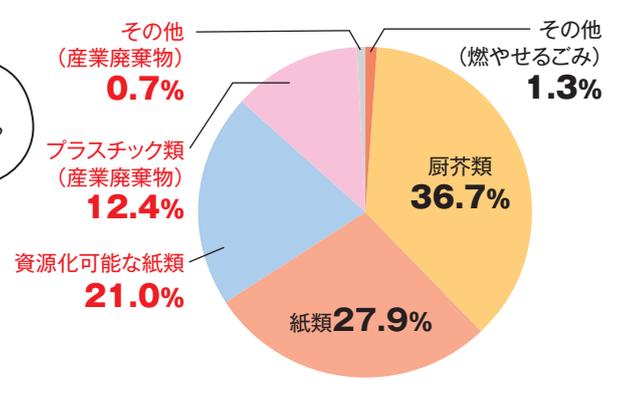
●家庭系燃やせるごみの分別状況

不適正排出割合：合計25.7%



●事業系燃やせるごみの分別状況

不適正排出割合：合計34.1%



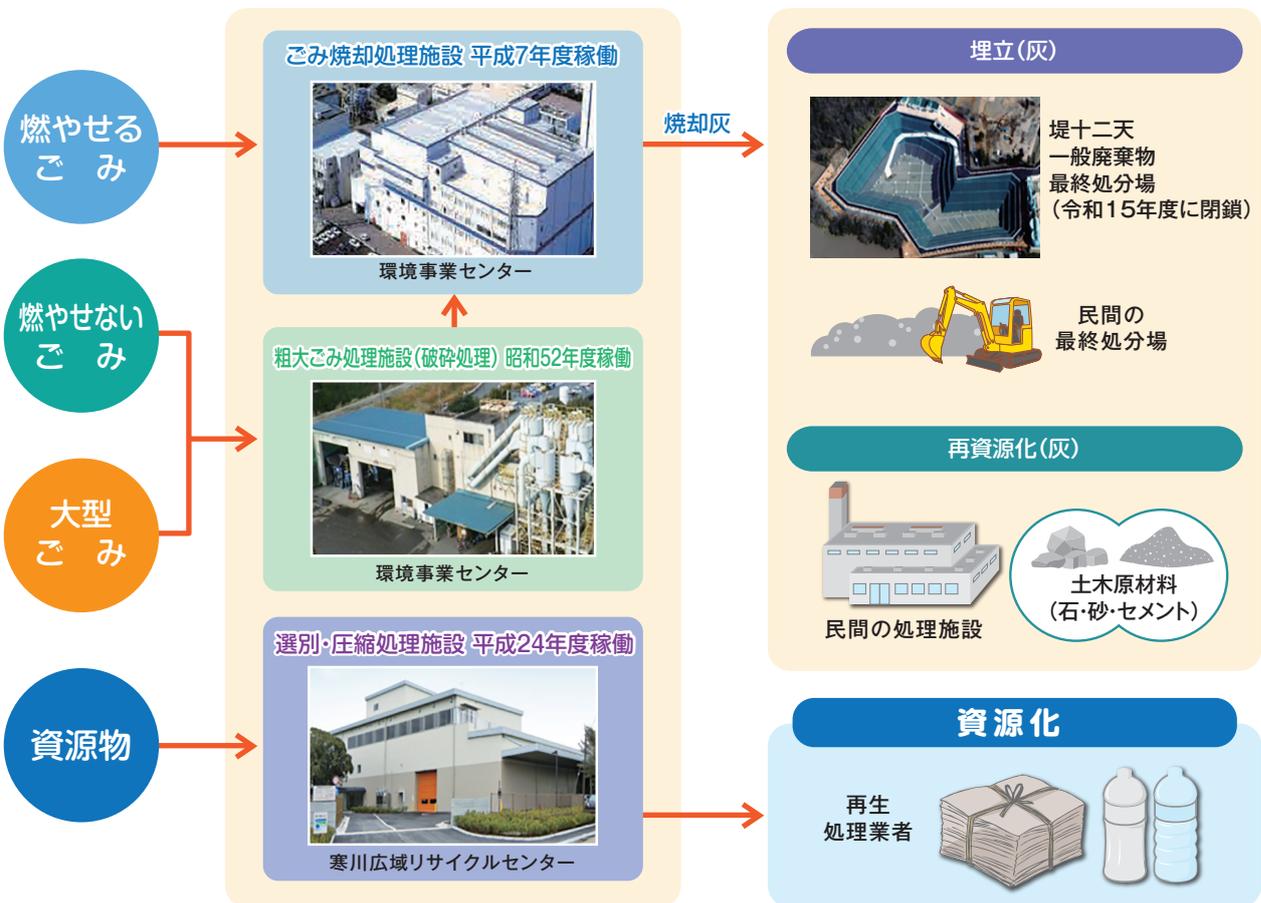
約25%が
ごみではない!?



ごみ処理の問題

◎市の最終処分場は令和15年度で使用期間が終了し、それ以降は、多額の費用を投じて焼却灰の全量を市外で処理しなければなりません。また、他のごみ処理施設も老朽化が進んでおり、今後は多額の費用を投じて整備しなければなりません。

◎ごみ処理には、毎年30億円を超える費用がかかっています。これからさらに焼却灰の処理費や施設整備費が必要となり、厳しい財政状況の中、ごみ処理に必要な財源を確保しなければなりません。



(詳細は「ごみ減量化基本方針」をご覧ください)



詳細はコチラ

ごみ有料化の目的

- ◎将来にわたって安定的にごみ処理を継続していくために、これまで以上にごみを減らします。
- ◎ごみ有料化による収入をごみ処理施設の整備や焼却灰の再資源化などの財源として活用します。

ごみ減量により茅ヶ崎の環境を次の世代へ

◎「ごみ有料化」により令和16年度に次の目標達成を目指します!(平成29年度比)

家庭系ごみの25%減量・事業系ごみの50%減量

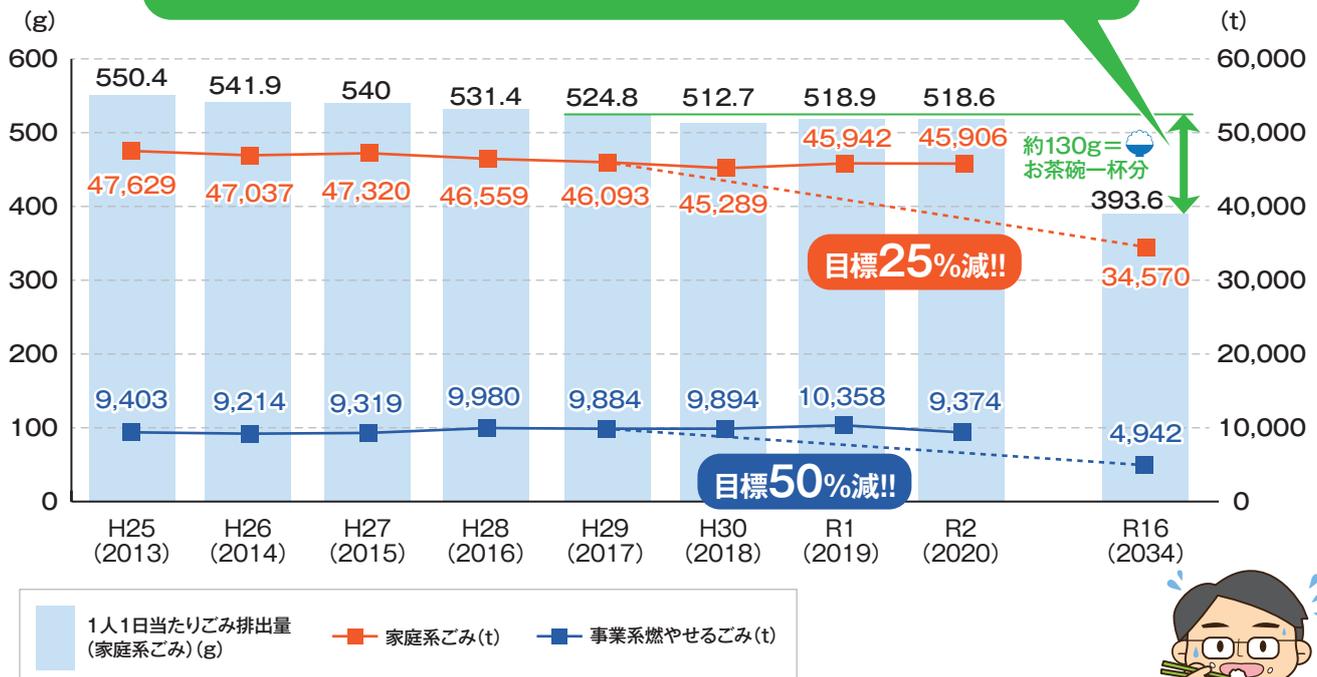
下のグラフを見ると、
市民1人当たり1日約130g
減らせば達成できるのね。



目標達成のための
「ごみ減量大作戦」は、
8・9ページをしてみるニャ。



一日一善(膳)「お茶碗一杯分」のごみダイエットにチャレンジ



- ◎目標が達成できれば、新たに整備する施設規模を縮小し、発生する焼却灰を減らすことができ、整備費や処理費の抑制につながります。
- ◎ごみ減量は、二酸化炭素の排出を減らし、環境保全やエネルギー消費の節約につながり、市の良好な都市環境を次世代へつなげることができます。

一人一人の
取り組みが大切じゃ。



「ごみ有料化」とは？

- ◎ごみ有料化とは、ごみを出す量に応じて、その処理手数料をご負担いただく仕組みです。
- ◎市が指定するごみ袋(=指定袋)を購入することで、ごみ処理手数料を支払うこととなります。
- ◎ごみ有料化の対象は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。(詳細は5ページ参照)
- ◎指定袋は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」兼用で、サイズなどは次のとおりです。

■サイズ・価格・大きさ(指定袋の返品はできません)

区分	サイズ	1枚	1セット(10枚)	大きさ(マチ)
燃やせるごみ 燃やせないごみ	5ℓ	10円	100円	たて420mm×よこ180mm(約120mm)
	10ℓ	20円	200円	たて500mm×よこ260mm(約140mm)
	20ℓ	40円	400円	たて600mm×よこ330mm(約170mm)
	40ℓ	80円	800円	たて750mm×よこ450mm(約200mm)

■指定袋デザイン(20ℓ)



よこ330mm

指定袋の色は黄色。
カラス対策に効果のある色なんじゃ。

たて
600mm



■パッケージデザイン(20ℓ)



最初は、1~2セットを目安に
購入するのがオススメよ！
使わないサイズを買って
しまっても、返品はできないから
買すぎには注意ね！



どこで買うの？

- ◎指定袋は、コンビニエンスストア・スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンターなどで販売します。
- ◎指定袋の販売店の一覧はコチラです。
令和4年度版の「ごみと資源物の分け方・出し方(3月より配布予定)」にも掲載しています。

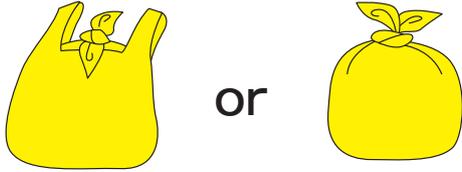


手数料の使い道は？

- ◎市民の皆さまにご負担いただいた手数料収入は、全額を「ごみ減量化・資源化基金」に積み立て、ごみ処理施設の整備や焼却灰の再資源化等の財源として使用します。
- ◎「ごみ減量化・資源化基金」の運用状況については、ホームページなどを通じて随時報告します。

指定袋の使い方は？

◎中身がこぼれたり、はみ出さない程度のごみを入れ、しっかりと結んでください。



or

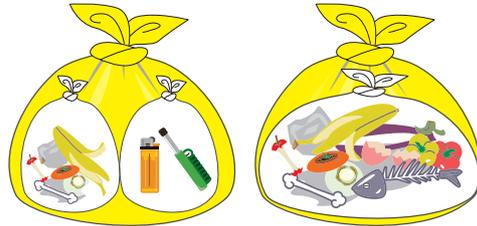


(悪い例)

◎袋の口が結べない場合や、はみ出している場合は不可。(折るなどして袋に入り切れる場合は可)



◎ごみを出す際に、外側の袋を指定袋にすれば、二重袋でも可。



各お部屋のごみを指定袋にまとめて入れることができるのだニャ。



指定袋に入れて出すごみ①

「燃やせるごみ」(有料)

詳細は「ごみと資源物の分け方・出し方」を確認

生ごみ



※よく水をきる

木製品(角材、枕木など)



※長さ50cm以下で、太さ10cm以下のもの

ペットの糞



ビニール製品



ライター類



※中身は空にする

在宅医療廃棄物で感染性の疑いが無いもの



資源物に出せない衣類・布類(汚れたものや壊れたもの)



資源物に出せない紙ごみ(汚れた紙、写真、感熱紙、アルミ箔の紙など)



指定袋に入れて出すごみ②

「燃やせないごみ」(有料)

詳細は「ごみと資源物の分け方・出し方」を確認

●指定袋に入るもの

プラスチック製品



陶磁器類



金属類(指定8品目以外)



刃物・ガラス・電球

※刃物や割れたガラスなどは紙で包み、指定袋に「注意」と貼り紙などで表示し、その他のごみと一緒にしてください。



家電製品

(使用済小型家電は各公共施設でBOX回収を実施)



※50cm以下の家電製品

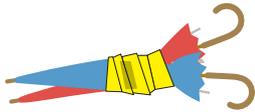
指定袋に入らないものの出し方

※以下に例示した品目であっても指定袋に入り切る大きさのものは、指定袋に入れて出すことができます。(品目を折ったり、割ったりすることも可)

「長尺物」(有料)(燃やせないごみ)
(品目の外周に袋を巻ききれもの)

出し方:品目の外周に指定袋を巻ききれるか、
結びきれサイズ(5ℓ~40ℓ)を使用。
(異なる品目をひとまとめに巻くことができます)

●巻ききる
(指定袋を重ねテープ等でとめる)



傘・ゴルフクラブ・
ホウキ



●結びきる



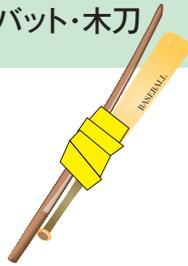
スティック
掃除機



羽根なし扇風機



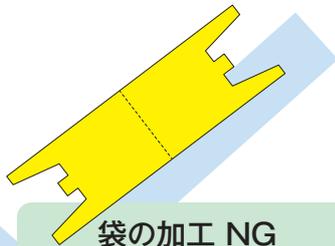
バット・木刀



NG (誤った出し方)



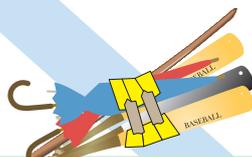
ごみが袋から
はみ出している NG



袋の加工 NG
(袋に切れ込みを入れて伸ばす)



袋にごみを入
れて巻く NG



巻ききれず
テープで止めて巻く NG

「大きい物」(有料)(燃やせないごみ)
(品目の外周に袋を巻ききれないもの)

出し方:1点に対し40ℓ相当分の指定袋を「ℓの表記」
が見えるように貼り付ける。
(20ℓ×2枚など、合計が40ℓ相当分であれば可)

レンジ



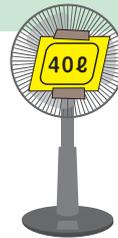
※50cmを超える
ものは大型ごみ

掃除機



※本体(ホース部分を除く)
が50cmを超えるものは
大型ごみ

従来型扇風機



※高さ1mを超える
ものは大型ごみ

ごみ箱



※50cmを超える
ものは大型ごみ

衣装ケース



※大きさにかわらず燃や
せないごみ、2段以上のも
のや鉄板製などで50cm
を超えるものは大型ごみ

ゴルフバッグ



※大きさにかわらず
燃やせないごみ

NG (誤った出し方)



袋にごみを入れて
貼る NG



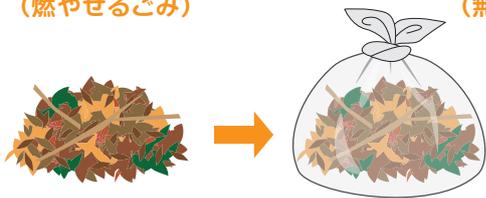
中にごみを入
れる NG

指定袋を使用せずに出せるもの

環境美化、子育て・介護支援などの観点から、これまでどおり、透明・半透明の袋で出すことができます。

品目 1 落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹

(燃やせるごみ) (無料)



- 注意点**
- 長さ1m以下で、太さ1cmを超え20cm以下の枝・幹は、資源物(剪定枝)として予約制収集を依頼してください。
 - 家庭菜園で育てた野菜や草花は対象外。

品目 2 紙おむつ・尿とりパット (ペット用は除く)

(燃やせるごみ) (無料)



- 注意点**
- 外から見て「おむつ・尿とりパット」だとわかるように出す。(中身が見えない場合は、「おむつ」と直接記入するか、貼り紙で表示する)

品目 3 ストーマ袋・腹膜透析パック

(燃やせるごみ) (無料)



- 注意点**
- 外から見て「ストーマ袋など」だとわかるように出す。(中身が見えない場合は、「ストーマ」と直接記入するか、貼り紙で表示する)

品目 4 乾電池・蛍光管・水銀式体温計

(燃やせないごみ) (無料)



- 注意点**
- 蛍光管は飛散防止のため、購入時の箱などに入れて出してください。

※品目ごとに透明・半透明の袋に別々に入れて出してください。(落ち葉とおむつを混ぜるなど、他の品目は一緒に袋の中に入れてください)
 ※品目1~3は、指定袋を使用して出すこともできます。(その場合は、貼り紙をせず他の品目と一緒に袋の中に入れることができます)

ボランティアごみ

(無料)

〈ボランティアごみの対象〉

- 個人や団体で行う、集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動に伴うごみ
 - 自治会又は自治会に準ずる団体活動に伴うごみ
 - その他、公共・公益的な活動に伴うごみ
- ※活動の内容によっては「ボランティアごみ」の対象となることがあるため、資源循環課までお問い合わせください。



- 注意点**
- 分別し、透明・半透明の袋に入れて「ボランティアごみ」と直接記入するか貼り紙で表示し、それぞれの収集日に出してください。ただし、自治会又は自治会に準ずる団体活動に伴うごみを出す場合は「ボランティアごみ ○×△(自治会等の名称)」と記載してください。

資源物

これまでどおりの分け方・出し方で、無料で収集します。

(無料)



プラスチック製
容器包装類

びん

かん

ペットボトル

廃食用油

金属類(8品目)

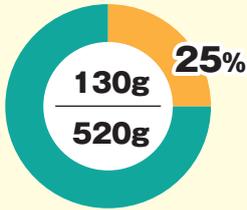
古紙類

衣類・布類

剪定枝

※電話による
予約制収集を依頼

～「お茶碗一杯分」のごみダイエットにチャレンジ～ 目標達成のためのごみ減量大作戦!!



市民1人が1日に出すごみ(約520g)のうち、約25%(約130g)は「未利用食品」、「古紙類※」、「プラスチック製容器包装類※」の不適正排出などによるものです。「1日130g=お茶碗一杯分」のごみダイエットにチャレンジしましょう!!

※「古紙類」、「プラスチック製容器包装類」は本来、資源物としてお出しいただくものです。

その1 プラスチック製容器包装類の分別の徹底 ⇒有料の指定袋ではもったいない!! プラマークを探して、資源物へ

プラスチック製容器包装類に出せるもの



このマークが目印だニャ。よく見ると、どの部分がプラとして出せるか書いてあるニャ。



プラスチック製容器包装類には出せないもの

燃やせるごみに出すもの (ビニール製品)



燃やせないごみに出すもの (プラスチック製品)



事故につながるもの(絶対に出さないでください)



処理施設の火災につながる危険なものなんじゃ! 絶対に出し方を間違えないでくれ。



その2 雑紙の分別の徹底

⇒有料の指定袋ではもったいない!!雑紙は資源物へ

雑紙としてリサイクルできる紙

古紙類に出す紙

●雑紙とは、家庭から出される古紙のうち、新聞、ダンボール、本・雑誌、シュレッダーで裁断した紙、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない紙をいいます。



リサイクルできるのに「燃やせるごみ」に捨ててしまいがちな紙



- 細かいものは、透明・半透明の袋に入れて出してください。
- 紙袋に入れて出す場合は、紐で十文字にしぼって出してください。(ガムテープなどで密閉しないでください)

雑紙でもリサイクルできない紙

燃やせるごみに出す紙

〈加工がされていて再生できないもの〉

●感熱紙や裏がアルミ貼りの紙、コーティングされている紙、裏がカーボンの紙は、紙に再生できないので燃やせるごみに出してください。



〈臭いがついて再生できないもの〉

●臭いがついている紙は、再生した紙に臭いが付くため燃やせるごみに出してください。



〈汚れなどのため再生できないもの〉

●食品カスなどでよれた紙や、クレヨンなどで描いた紙は、紙に再生できないので燃やせるごみに出してください。



その他、アイロンプリント紙、感熱発泡紙(熱を加えると盛り上がる紙)なども、燃やせるごみに出してください。

その3 生ごみの減量

⇒家庭用生ごみ処理機の活用



市では、生ごみの減量化のため、購入費の一部を補助しています!! この機会にぜひご利用ください!!



詳細は資源循環課まで



詳細はコチラ

指定袋を使用しない不適正な排出

指定袋を使わずに不適正に出されたごみは、指定袋を使用して正しく出す人と使用しないで出す人で「不公平」が生じるため、市では啓発シールを貼り、**収集しません**。地域と状況を共有し、必要に応じて職員が開封調査や指導を実施します。

集積場所に関することで、お困りの地域の皆さま

環境事業センター(業務担当) **TEL 0467-57-0200** まで
ご相談ください。地域の皆さまとともに、課題解決を目指します。



減免対象世帯への指定袋の配布について

ごみ有料化に伴い、市民に新たな経済的負担が生じることから、社会的配慮が必要な世帯に対しては、負担軽減措置として1世帯年間120枚を上限として、指定袋を配布します。

- 生活保護受給世帯 ○児童扶養手当受給世帯
- 特別児童扶養手当受給世帯 ○ひとり親家庭等医療費助成受給世帯
- ※以上の受給世帯には市より「引換券」を送付します。

ごみ処理手数料の改定

さらなるごみの減量を推進するとともに、受益者負担の適正化を図る目的から、ごみ処理手数料を改定します。
※①②どちらも指定袋を使用する必要はありません。

①環境事業センターへ直接持ち込む手数料(直接搬入ごみ処理手数料)

単位	改定前(現在)	改定後(2022年4月1日~)
100kg未満	600円	1,400円
100kg	1,200円	
100kg超	1,200円に10kg 増えるごとに120円加算	1,400円に10kg 増えるごとに140円加算

②大型ごみ等をご自宅まで収集に伺う手数料(大型ごみ証紙代金)

品目	改定前(現在)	改定後(2022年4月1日~)
大型ごみ1点につき	500円	700円
特定大型ごみ1点につき	1,000円	1,400円
特定粗大ごみ1点につき	500円	700円

- 2022年3月31日以前の申込→「500円」の証紙を使用。
- 2022年4月1日以降の申込→「700円」の証紙を使用。(「500円」の証紙は使用できません)
- ※改定時期が近くなると混雑が予想されますので、計画的なご利用をお願いいたします。
- ※購入済みの証紙の返金はいたしません。



『暮らしやすい地域は顔の見える関係から』

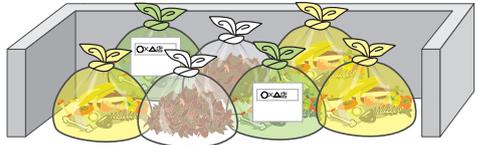
自治会は、災害時の備え「防災」、こどもの見守り「防犯」、ごみ集積場所の維持管理「環境美化」など地域住民の暮らしの身近なことに取り組んでいます。取り組みを通じて生まれる人とのつながりはとても大切です。例えば、災害時に避難所等で周りに「知っている人」、「話したことがある人」がいることは安心につながります。毎日の暮らしやすさ、より良い環境づくり、いざという時の備えのために自治会に入りましょう。



ごみ有料化に伴う 事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)の適正処理

「ごみ有料化」に伴い、現在、地域のごみ集積場所(集積場所)にごみを出している事業者については、次のとおりごみの出し方が変更となります。

※一部の事業者においては、廃棄物処理業者との契約が必要になります。

項目	内容									
開始時期	2022(令和4)年4月1日から 									
排出方法	<p>市が指定する事業者専用のごみ袋(指定袋)を使用し、「燃やせるごみ」の日に、集積場所に出してください。</p> <p>※指定袋には事業者名を記名してください。</p> <p>※集積場所に出す場合は、これまでと同様に「自治会の承諾」が必要です。</p> 									
対象品目	<p>「燃やせるごみ」のうち一般廃棄物に該当するもの</p> <p>※これまでと同様に「産業廃棄物」(主に「燃やせないごみ」)は、集積場所に出せません。産業廃棄物処理業者に委託してください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業者用の指定袋の色は「緑色」です </div>									
指定袋の種類・値段	<p>指定袋は20ℓ・40ℓの2種類です。各サイズ10枚1組の販売となり、値段は右の表のとおりです。</p> <p>※指定袋は2022年3月頃から販売予定です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>20ℓ</th> <th>40ℓ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1枚あたり</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1セット(10枚)</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> 	サイズ	20ℓ	40ℓ	1枚あたり	150円	300円	1セット(10枚)	1,500円	3,000円
サイズ	20ℓ	40ℓ								
1枚あたり	150円	300円								
1セット(10枚)	1,500円	3,000円								
排出制限	<p>1回の排出につき40ℓまで(40ℓ×1袋、または20ℓ×2袋)</p> <p>※40ℓを超えた分は、「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託」するか、「事業者自らが環境事業センターに直接搬入」してください。この場合は、指定袋を使用する必要はありません。</p>									

【事業系一般廃棄物】

区分	具体例	処理方法
事業系一般廃棄物	<p>燃やせるごみ</p>  <p>リサイクルできない紙類 (汚れのついた紙、感熱紙、機密文書など)</p> <p>リサイクルできない衣類・布類 (汚れているものや壊れたもの)</p> <p>厨芥類 (食品の売れ残り、調理くずなど)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物収集運搬業者へ委託(指定袋は不要) ○自己搬入(指定袋は不要) ○自治会の承諾を得たうえで、指定袋(緑色)で集積場所に出す
	<p>資源物</p>  <p>新聞</p> <p>段ボール</p> <p>本・雑誌</p> <p>飲料用パック</p> <p>雑紙・シュレッダーで裁断した紙</p> <p>衣類・布類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル業者に処理を委託 ○リサイクル業者に自己搬入 ○自治会の承諾を得たうえで、地域の資源物集積場所に出す(家庭と同様の分け方・出し方) <p>※古紙や衣類布類などは可能な限りリサイクルし、ごみの減量に努めましょう。</p>



事業系ごみの「適正処理」 ～排出事業者責任を理解しよう～

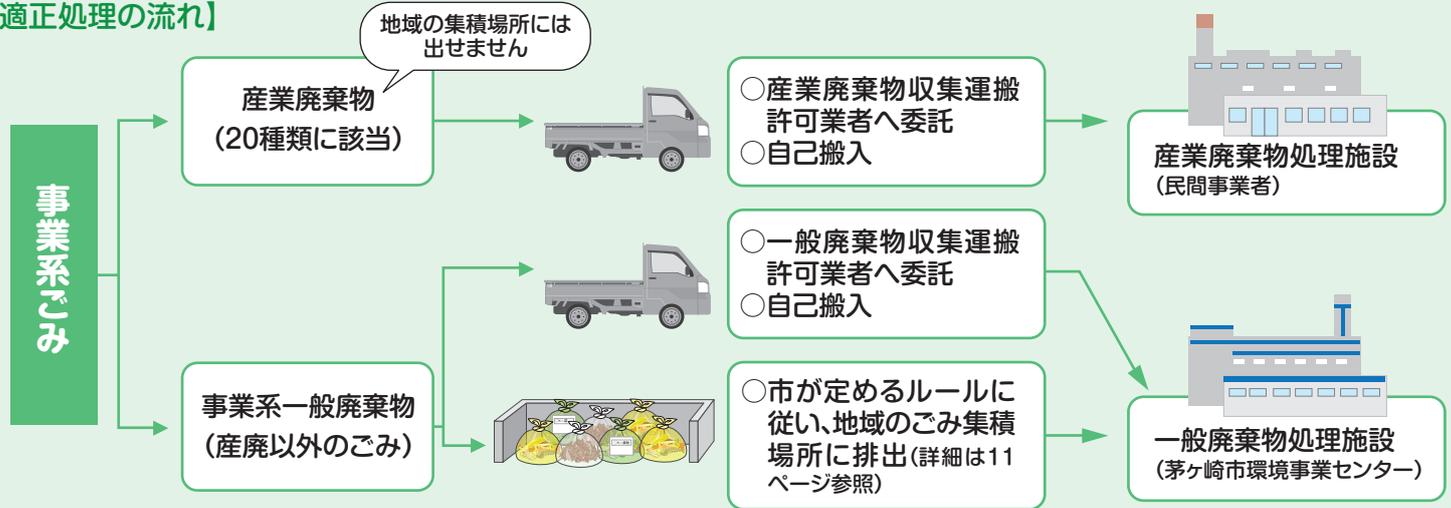
【廃掃法第3条】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第3条では、すべての事業者に対して、主に次のとおり規定されています。

- 1 その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない
- 2 その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない

※事業者とは、規模の大小や営利目的の有無を問わず、公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営むものが対象です。

【適正処理の流れ】



「書面による契約」「委託基準」「マニフェストの交付」など産業廃棄物の処理委託については、神奈川県産業資源循環協会(TEL 045-681-2989)へお問い合わせください。

【産業廃棄物】

種類	具体例と処理方法
1.燃えがら 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類 7.ゴムくず 8.金属くず 9.ガラス・コンクリート・陶磁器くず 10.鋳さい 11.がれき類 12.ばいじん 13.紙くず 14.木くず 15.繊維くず 16.動植物性残渣 17.動物系固形不要物 18.動物のふん尿 19.動物の死体 20.処理物 ※13～19は、指定された業種から排出された場合のみ「産廃」となります。	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>産業廃棄物処理業者に委託</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>プラスチック類 (弁当箱、トレイ、発泡スチロール、ビニール製品など)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 20%;"> <p>金属類 (刃物類、金具類、ロッカー、その他金属製の物)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>ガラス陶磁器類 (コップなどのガラス類、陶磁器など)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>廃油類 (食用油など)</p> </div> <div style="width: 20%;"> <p>電池類 (乾電池など)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 40%;"> <p>「水銀使用製品産業廃棄物」を取り扱う産業廃棄物処理業者に委託</p> <p>水銀使用製品 (蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など)</p> </div> <div style="width: 40%;"> <p>産業廃棄物処理業者に委託、又は販売店やメーカーに問い合わせ</p> <p>家電リサイクル法対象品目 (テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)</p> </div> </div>